市内の全世帯にエコ電球を配布します

~環境意識の向上とCO2削減をめざします~

昨年3月に策定した環境基本計画の重点的な取り組みのひとつとして、二酸化炭素排出量の削減をめざし、家庭でできる省エネの推進や省エネ製品の購入推進など、具体的な施策を実践していくこととしています。

そのモデル事業として、「エコ電球交換事業」を実施します。

この事業は、省エネ・長寿命タイプの電球型蛍光ランプ(エコ電球)を配布することにより、市民一人ひとりの環境意識の向上と二酸化炭素削減につなげるものです。

対 **象** 平成21年6月1日現在、①住民基本台帳に記載されている世帯主②外国人登録原票に登録 されている世帯主(不法滞在、短期滞在は除く)

配 布 数 1世帯につき1個

配布方法 6月30日(火)までに対象世帯主に郵送する「三原市エコ電球引換券」を市内の登録店に持参し、エコ電球と引き換え

※登録店は広報みはら7月号、市ホームページ、新聞折り込み、町内会の回覧文書などでお知らせします。 **引換期間** 7月1日(水)~8月31日(月)

三原市

- ●エコ電球引換券(は がき)を郵送(6月 30日まで)
- ●広報みはら7月号で エコ電球引換券の 取扱登録店をお知 らせ

引換券を郵送



●エコ電球引換券の 受け取り(6月30

民

日まで) ●引換券とエコ電球 を交換(7月1日~

8月31日)

巾

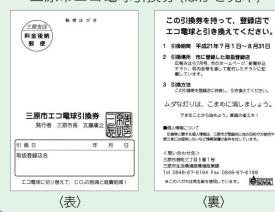
エコ電球の 引き換え エコ電球 引換券の 取扱登録店

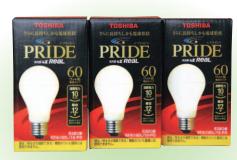
> エコ電球引換券と エコ電球の交換 (7月1日~8月31日)

■代理人による引き換えの場合

対象者からエコ電球の引き換えを依頼された場合は、登録店で代理人の確認(免許証など)を求められる場合がありますので、協力をお願いします。

三原市エコ電球引換券(はがき見本)





対象世帯主に 1 個ずつ配布します。配布するエコ電球 (10ワット) は、一般の白熱電球 (54ワット) に比べて、消費電力は 5 分の 1、寿命は 10 倍以上になります。

問い合わせ先 環境政策課(☎0848億619400848億6199)

